

社会福祉法人のびのび愛児会役員報酬規定



(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人のびのび愛児会（以下「当法人」という。）定款第6条及び定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等、施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席の場合の金額、5,000円
- (2) 監事が、監査を実施した場合の金額、20,000円

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。